



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年3月31日土曜日 第2962号外1

◇ 目次 ◇  
条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... (税務課) ..... 1

条 例

○愛媛県条例第32号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p><b>第18条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次条において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額</p> <p>2～4 省略</p> <p>（不動産取得税の徴収猶予及びその取消し）</p> <p><b>第19条の6</b> 知事は、法第73条の24第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用があると認められる不動産取得税については、納税義務者の申告により、これらの規定により減額し、又は免除すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により徴収猶予をした場合において当該不動産取得税について法第73条の24第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用がないこと、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。</p> <p>（不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金の充当）</p>	<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p><b>第18条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業</p> <p>_____、保 _____、保 _____、保 _____、保 _____、保 _____、保 _____、保</p> <p>2～4 省略</p> <p>（不動産取得税の徴収猶予及びその取消し）</p> <p><b>第19条の6</b> 知事は、法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号_____、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用があると認められる不動産取得税については、納税義務者の申告により、これらの規定により減額し、又は免除すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によつて徴収猶予をした場合において当該不動産取得税について法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号_____、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用がないこと、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。</p> <p>（不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金の充当）</p>

**第19条の7** 知事は、法第73条の2第8項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る県の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

（不動産取得税の申告事項）

**第67条の3 省略**

2～4 省略

5 法第73条の14第4項又は第73条の24第5項に規定する申告は、当該申告に係る不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 省略

6 省略

7 第5項に規定する申告書を提出する者は、法第73条の14第3項に規定する場合に該当することとなつた日又は法第73条の24第2項各号若しくは第3項各号のいずれかに該当することとなつた日から60日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 法第73条の24第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合 当該土地の上にある住宅が令第37条の18第1項及び第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類（前号に規定する書類が既に提出されている場合を除く。）

8 第1項に規定する申告書を提出する者で法第73条の14第1項若しくは第3項又は第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするものは、当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第5項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、同項の規定による申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項又は第73条の24第2項若しくは第3項の規定の適用を受けようとする者は、法第73条の14第3項に規定する場合に該当することとなつた日又は法第73条の24第2項各号若しくは第3項各号のいずれかに該当することとなつた日から60日以内に、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

9 省略

**附 則**

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

**第19条の4** 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

**第20条** 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又

**第19条の7** 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る県の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

（不動産取得税の申告事項）

**第67条の3 省略**

2～4 省略

5 法第73条の14第4項又は第73条の24第4項に規定する申告は、当該申告に係る不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 不動産が法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅である場合は、当該耐震基準適合既存住宅の前所有者の氏名及び住所

6 省略

7 第5項に規定する申告書には

\_\_\_\_\_、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 省略

(2) 法第73条の24第2項\_\_\_\_\_の規定の適用を受けようとする場合 当該土地の上にある住宅が令第37条の18第1項及び第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類（前号に規定する書類が既に提出されている場合を除く。）

8 第1項に規定する申告書を提出する者で法第73条の14第1項若しくは第3項又は第73条の24第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第5項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提出することにより、同項の規定による申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項又は第73条の24第2項\_\_\_\_\_の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に

\_\_\_\_\_前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

9 省略

**附 則**

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

**第19条の4** 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

**第20条** 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又

は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

(不動産取得税の徴収猶予等)

#### 第21条 省略

2 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(次項において「宅地建物取引業者」という。)による法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第4項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第5項」と読み替えるものとする。

3 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第6項の規定による宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第6項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第7項」と読み替えるものとする。

(自動車取得税の税率の特例)

#### 第22条の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第13項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第13項まで又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

(不動産取得税の徴収猶予等)

#### 第21条 省略

2 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者\_\_\_\_\_による法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第4項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第5項」と読み替えるものとする。

(自動車取得税の税率の特例)

#### 第22条の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

5 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第13項まで又は前3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

6 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

7 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

8 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

5 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

6 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

7 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

8 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の愛媛県税賦課徴収条例第19条の6並びに第67条の3第5項、第7項及び第8項並びに附則第21条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。